

札幌観光PR映像及び映像ライブラリー素材 利用要領

札幌市観光文化局観光コンベンション部

1 目的

この要領は、札幌市の観光振興を目的とした、本市が所有する観光PR映像及び映像ライブラリー素材の利用について、必要な事項を定める。

2 利用できる者

企業、団体、個人等は問わない。ただし、札幌市の観光振興に寄与すると認められる場合とする。

3 条件

- (1) 札幌の観光振興に寄与するものであること。
- (2) 札幌のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 申請した利用目的以外には使用しないこと。
- (4) 収録媒体（DVD等）のコピーは禁止とする。
- (5) 観光PR映像及び映像ライブラリー素材の二次配布は禁止とする。
- (6) 観光PR映像及び映像ライブラリー素材そのものの商用利用は禁止とする。
- (7) 法令及び公序良俗に反しないこと。

4 収録媒体の貸出

(1) 実費弁償

貸出を受けた収録媒体を紛失、破損等した場合は、実費分を利用者が弁償すること。

(2) 期間

原則として2週間以内とする。使用後は速やかに返却すること。

(3) 利用料金

無料とする。

(4) 手続き

ア 電話またはメール等で空き状況の確認、仮予約（任意）

イ 申込書の提出

ウ 収録媒体の受け取り（郵送の場合の送料は利用者が負担）

エ 利用後、収録媒体の返却（郵送の場合の送料は利用者が負担）

5 その他

この要領に定めのない事項は、協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月13日から施行する。